

司法書士とともに

成年後見

を考える

リーガルサポートと にゅーす

legal support news

民法改正で
トラブル回避

vol.3

住む家が

ナイ〜〜
!!

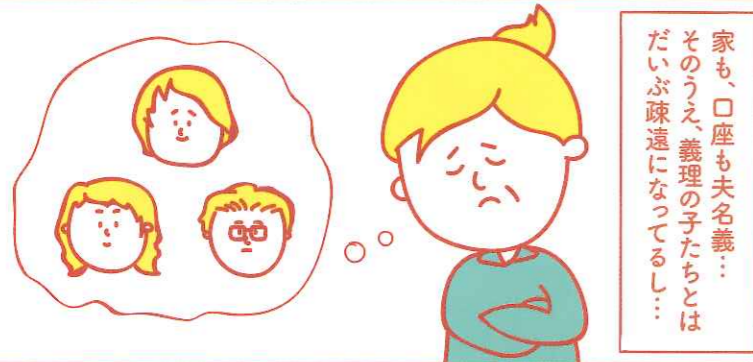
なんてことに

ならないために。



家もお金も獲られるの？

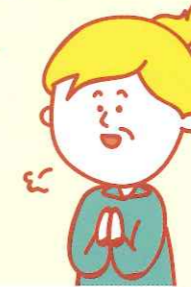
突然、夫が亡くなった……



リーガルサポートマン

社会の高齢化に対応して “相続法”も進化しているんですよ。

熟年離婚・再婚が増え、戸籍上のつながりしかない……なんて親子関係も少ないのが今の世の中。民法(相続法)改正によって、配偶者の住居もお金も守る権利ができるんです。



Point

故人の配偶者は「自宅を相続すると、その分、受け取れる預貯金が減ってしまう…」という心配をしなくて済むようになりました。

配偶者居住権とは？

相続開始時、被相続人(故人)の所有建物に配偶者が居住していた場合、終身または一定期間、その使用または収益を配偶者に認める権利のこと。

配偶者居住権の新設 2020年4月1日施行

前制度

配偶者が居住建物を取得する場合には、その分、ほかの財産を受け取れる割合が減ってしまいます。

改正制度

配偶者は自宅で暮らしながら、その他の財産も取得できるようになります!

例 相続人が妻と子、遺産が自宅(2,000万円)と預貯金(3,000万円)だった場合



おまけの解説

増加する高齢者の離婚!

被相続人が「遺言書」に記しておけば「配偶者居住権」の取得もスムーズに!

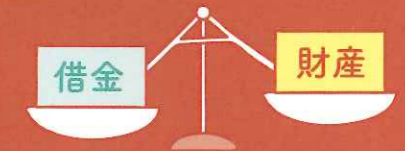
同居期間が35年以上の夫婦の離婚件数は、1985年が1,108組だったのに対し、2018年は6,134組。離婚・再婚の年齢層も上がってきている分、相続問題も複雑化しています。配偶者の住居や生活費についても、遺言に明記しておくことで、トラブルも回避しやすくなるのです。

※平成30年「人口動態統計月報年計」(厚生労働省)

相続に「借金」がある場合は、相続放棄することもできます。

相続財産には、不動産や預貯金のようなプラスの財産だけでなく借金のようなマイナスの財産も含まれます。マイナス財産がプラス財産を上回る場合、相続人は相続によって、自分の財産を使って借金を返済しなければならないのです。相続人は、相続するか放棄するかを選択することができます。

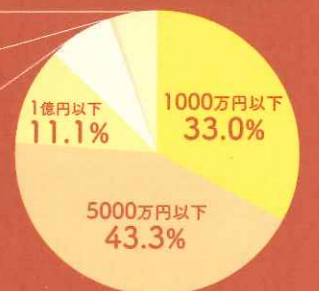
- 単純承認 プラスもマイナスも全部受け取る
- 限定承認 プラスの限度でマイナスを埋める
- 相続放棄 プラスもマイナスも一切受け取らない



「争続」になるのは お金持ちだけじゃないんです

「遺産分割協議」で合意が得られず裁判所に持ち込まれた事案は、平成30年には15,706件ありました(*1)。では、どれぐらいの遺産がある事案で争われているのでしょうか。裁判所の統計によれば、33%は「1千万円以下」、全体の76%は「5,000万円以下」で争いが起こっていて(*2)、相続争いは一部の資産家だけの問題ではないことがわかります。

算定不能・不詳 4.8%
5億円を超える 0.7%
5億円以下 7.1%



遺産分割事件の遺産の評価額に占める割合

出典: *1 裁判所・司法統計/家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等より (http://www.courts.go.jp/vcms_if/hokoku_08_04kaji.pdf)
*2 裁判所・司法統計/平成30年司法統計年報3 家事編 第52表を参考に作成 (http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/738/010738.pdf)

配偶者が「認知症」と診断されてしまったけれど、遺言できないの？

いえいえ、そんなことはありません! ただ、「認知症」と診断されてしまった場合、手続きが非常にむずかしくなる可能性があります。

「成年後見制度」やその他の手段も考えられますので、まずリーガルサポートまでご相談ください。

裏面を CHECK

リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守るよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。
司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの電話相談

Tel. 06-4790-5656 土・日・祝を除く平日 13:00～16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜

〈祝日は除く〉

13:00～16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. 06-4790-5643
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

〈祝日は除く〉

13:30～16:30

〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099

平日10:00～16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel.06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)